福井県遊漁船業者に係る行政処分等の事務処理要綱

平成17年3月1日 改正 令和6年12月17日

第一章 総 則

(目的)

第一条 この要綱は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号。以下「法」という。)に基づく不利益処分(以下「行政処分」という。)について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十二条第一項に規定する処分基準を定め、かつ、その事務手続きを明確にすることにより、行政処分の公正性と透明性を保ち、遊漁船業の適正な営業ならびに遊漁船利用者の安全および利益の保護ならびに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 遊漁船業者 福井県知事の登録を受けて遊漁船業を営む者をいう。
 - 二 行政指導 行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。
 - 三 当事者 行政処分の対象となるべき者をいう。
 - 四 当事者等 当事者、当事者の代理人および聴聞に参加する者をいう。
 - 五 遊漁船業団体 遊漁船業者を直接または間接の構成員とする営利を目的としない法 人であって、法第二十四条の規定による福井県知事の指定を受けたものをいう。
 - 六 前号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法および行政手続法の例 による。

第二章 行政処分の基準

(行政指導)

第三条 知事は、遊漁船業者および遊漁船業団体が、法もしくは法に基づく命令またはこれらに基づく処分に違反したとき、または違反する恐れがあると認められるときは、速やかに改善のための措置を講ずるよう指導するものとする。

(行政処分の適用)

- 第四条 知事は、前条の規定による行政指導によっても迅速な改善のための措置がなされない場合には、その内容に応じて、行政処分を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、行政指導を経ることなく行政処分を行うことができる。
 - 一 行政指導による改善が期待できないことが明白である場合

- 二 法益保護の観点から、改善が特に急がれる場合
- 三 海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明白であり、行政処分を行うことが相当であると認められる場合

(業務改善命令)

第五条 法第二十条の規定により、知事は、遊漁船業者の業務の運営に関し、利用者の安全もしくは利益または漁場の安定的な利用関係を害する事実があると認めるときは、利用者の保護に必要な限度において、遊漁船業者に対し、業務規程の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(業務停止命令)

- 第六条 法第二十一条第一項の規定により、知事は、遊漁船業者が、法もしくは法に基づく命令またはこれらに基づく処分に違反したときは、6月以内の期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。
- 2 知事は、前項の規定により事業の全部または一部の停止を命じたときは、遊漁船業の 適正化に関する法律施行細則(以下「細則」という。)第十条の事業停止通知書により、 遅滞なく、被処分者に通知しなければならない。

(遊漁船業者に対する処分の内容)

第七条 知事は、遊漁船業者の違反行為の内容に応じて、法第二十条および第二十一条第一項の規定により、別表に定める行政処分を行うものとする。この場合において、処分を受けていない2以上の違法行為について、処分する場合は、その処分事由のうち最も重い処分内容によるものとし、その重さの序列は、重い順から登録の取消し、事業停止命令、業務改善命令とする。

(処分内容の加重)

第八条 前条の規定により適用する処分期間について、聴聞の結果等により、次表の左欄 のような事由があるときには、同表右欄の範囲内において加重することができる。

事由	加重の範囲
過去に処分歴がある者	60日を加算
複数の違反行為を行った者	当該行政処分事由以外の法令違反行
	為の数に5を乗じた日数を加算
法令違反行為が計画的であること、または違	処分期間の2分の1の日数を加算
反行為を承知の上で行った者	
法令違反行為に対する改悛の情が見られず、	処分期間の2分の1の日数を加算
業務に対する改善措置が不十分であること	
結果が重大であり、社会的反響が著しく大き	10日を加算
いと認められるもの	

(処分内容の軽減)

- 第九条 第七条の規定により適用する処分期間について、聴聞の結果等により、次のいずれの事由にも該当するときには、処分期間の3分の1の日数を限度に処分期間の日数を減ずることができる。
- 一 当該登録期間中において過去に当該行政処分の処分事由と同一の法令違反により行政 処分を受けていないこと。
- 二 法令違反に対し十分な反省の態度を示し、業務の適正化に努力をはらう見込みがある こと。
- 三 他に重要な法令違反行為が認められないこと。
- 四 被害者の損害が回復されていること。

(登録の取消し)

- 第十条 法第二十一条第一項の規定により、知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに 該当するときは、その登録を取り消すことができる。
 - 一 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。
 - 二 法第六条第一項第二号、第八号から第十三号までのいずれかに該当することとなったとき。
 - 三 法第十八条の規定に違反したとき。
 - 四 業務停止命令に違反したとき。
 - 五 法もしくは法に基づく命令またはこれらに基づく処分に違反し、過去五年以内に事業停止処分をうけた遊漁船業者が、当該行政処分の処分事由と同一の法令違反を行った場合、または第八条および第九条の規定により適用する処分期間が百二十日以上となるとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、細則第十条の登録取消通知書により、遅滞なく、被処分業者に通知しなければならない。

(遊漁船業団体に対する改善命令)

第十一条 法第二十六条の規定により、知事は、遊漁船業団体の財産の状況またはその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該遊漁船業団体に対しその改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(遊漁船業団体指定の取消し)

第十二条 法第二十六条の規定により、知事は、遊漁船業団体が前条の命令に違反した場合には、法第二十四条の指定を取消すことができる。

第三章 行政処分の手続

(適用範囲)

第十三条 行政処分に係る手続は、行政手続法ならびに福井県聴聞および弁明の機会の付 与に関する規則の規定によるほか、この要綱の規定による。

(行政処分調書の作成)

第十四条 遊漁船業者の違反行為を行政指導では改善できないとき、または改善を急がなければ、遊漁船の利用者の安全もしくは利益または漁場の安定的な利用関係の確保を図る上で支障が生じる恐れがあるときは、行政処分をするため、行政処分調書(様式第一号)を作成する。

(意見陳述)

- 第十五条 知事は、行政処分を行おうとするときは、次の各号に定める方法で当事者の意 見陳述の機会を設けなければならない。
 - 一 次のいずれかに該当するときは、聴聞を行う。
 - ア 遊漁船業の登録または遊漁船業団体の指定を取消そうとするとき。
 - イ 知事が聴聞を行うことが相当と認めるとき。
 - 二 前号のいずれにも該当しない場合は、弁明の機会を設ける。
- 2 前項第二号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、弁明の機会 を設けることなく、行政処分を行うことができる。
- 一 海上保安庁等の捜査により犯罪事実が明白であり、行政処分を行うことが相当である と認められる場合
- 二 違反行為が重大であり、遊漁船利用者の利用者の安全もしくは利益または漁場の 安定的な利用関係の確保を図る上で重大な支障が生じる恐れがあるとき。
- 3 第十二条の規定による指定の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行うものとする。

(聴聞)

- 第十六条 知事は、聴聞を行うときは、聴聞の日の一週間前の日までに当事者に対し、行 政手続法第十五条第一項の事項および第二項の教示の方法のほか、次の各号に掲げる事項 を記載した聴聞通知書を交付しなければならない。
 - 一 聴聞の件名
 - 二 連絡・照会先
 - 三 代理人を選任できること
 - 四 聴聞の日に補佐人とともに出席できること。
 - 五 聴聞の日に欠席し、かつ、その日までに陳述書および証拠書類等が提出されないと きは、聴聞が終結すること。
- 2 聴聞は、農林水産部水産課長(以下「水産課長」という。)が主宰する。ただし、水 産課長が主宰できないときは、水産課長の指名する者が主宰する。
- 3 聴聞において、当事者等は、主宰者の許可を得た上で県の職員に対し、質問すること

ができる。

- 4 主宰者は、聴聞の日ごとに、聴聞の審理の経過を記載した聴聞調書および当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した聴聞報告書を作成する。
- 5 当事者等は、前項の聴聞調書および聴聞報告書を閲覧できる。

(弁明)

- 第十七条 知事は、弁明の機会を設けるときは、弁明書の提出期限の一週間前の日までに、 当事者に対し、行政手続法第三十条に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を記載し た弁明通知書を交付しなければならない。
 - 一 弁明の件名
 - 二 第十四条の行政処分調書を閲覧できること
 - 三 代理人を選任できること。
 - 四 提出期限までに弁明書の提出がされないときは、弁明の機会を放棄したものとみなすこと。
 - 2 当事者等は、弁明書の提出により弁明する。

(行政処分の決定)

第十八条 知事は、行政処分の決定に当たっては、聴聞調書、聴聞報告書および弁明書の 内容を十分に考慮しなければならない。

(当事者への通知)

第十九条 行政処分を行うことを決定したときは、当事者に対し行政処分の内容、根拠条項および行政処分を行う理由を明記した行政処分通知書を交付する。

(不服申し立て)

第二十条 行政処分について、不服があるときは、当事者は処分があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に、知事に対し行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二条の規定により、審査請求をすることができる。

第4章 雜 則

(行政処分事実の公表)

第二十一条 知事は、行政処分を行った場合は、その事実を公表しなければならない。

(関係機関への通知)

第二十二条 知事は、事業の停止命令、遊漁船業の登録の取消し、遊漁船業団体の指定の

取消しを行ったときは、その旨を水産庁主務課長および都道府県主務課長に通知するものとする。

(被処分者の記録)

第二十三条 知事は、この要綱に基づく処分を行った場合には、様式第二号による被処分 遊漁船業者一覧を作成するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第一条 この要綱は、令和6年12月17日から施行する。

別表 行政処分の基準(第7条関係)

No.	違反の内容	該当条項 (法)	処分内容 (日数は業務停止期 間)	摘要
1	名義貸禁止違反	18条1項	取消し	
2	事業貸与等禁止違反	18条2項	取消し	
3	不正手段による登録	21条1項2号	取消し	
4	事業停止命令違反	21条1項1号	取消し	
5	登録事項の変更の届出義務違反	7条1項	30日	
6	業務規程の変更の届出義務違反	8条	3 0 目	
7	遊漁船業務主任者の選任義務違反	12条	60日	
8	遊漁船業務主任者による遂行義務違反	12条	30日	
9	報告・立入検査拒否等	29条1項	45日	
10	利用者名簿の備置義務違反	15条	15日	
11	標識の掲示義務違反	17条1項	15日	
12	気象情報の収集等義務違反	14条	30日	
13	採捕ルール周知義務違反	16条	15日	
14	その他の利用者の安全・利益、漁場の安 定的利用を阻害する事実	20条	業務改善命令	
15	業務改善命令違反	21条1項1号	6 0 日	
	登録拒否要件に該当 (第6条1項2号、8号~13号)	21条1項3号	取消し	
16			6 0 日	死者または重傷者 を出さない違反
17	登録拒否要件に該当 (第6条1項14号)	21条1項3号	6 0 日	
18	登録拒否要件に該当 (第6条1項15号)	21条1項3号	6 0 日	
19	遊漁船業団体の財産状況、業務運営の改善が必要と認めるとき	26条	改善命令	
20	遊漁船業団体の改善命令違反	27条	指定取消し	

併合犯・・・・併合犯の場合は、重い方の処分内容に従う。

行政処分調書

1 違反行為者	
(1) 氏名または名称	
(2) 住所または所在地	
の ア 登録番号	
す イ 登録年月日	
党 期限	
エ 事業規模	
ず 人員	
(4) 過去の行政処分	

2 違反事実	
(1) 違反行為の概要	
(2)違反条項	
(3) 継続性または規模	
(4) 法令の知識および	
理解	
(5) その他	
(3) (3) [3]	

3 行政指導の経過				
指導年月日	指	導 内	容	資料No.

調書-4

4 予定される行政処分	分の内容および根拠条項
(1) 行政処分の内容	
(2) 根拠条項(法)	
5 上記行政処分を行う)理由

被処分遊漁船業者一覧

	登録内容			処分内容に関する事項				
No.	遊漁船業者名 および住所	登録番号	登録年月日	違反内容	処分経過	処分年月日	処分内容	備考